第５章　特定共同住宅等

第１節　用語の定義

第１　用語例

１　省令 40 号とは，特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 17 年総務省令第 40 号）をいう。
２　位置・構造告示とは，特定共同住宅等の位置，構造及び設備を定める件（平成 17 年消防庁告示第 2 号）をいう。
３　構造類型告示とは，特定共同住宅等の構造類型を定める件（平成 17 年消防庁告示第 3 号）をいう。
４　区画貫通告示とは，特定共同住宅等の住戸等の床又は壁並びに当該住戸等の床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能を定める件（平成 17 年消防庁告示第 4 号）をいう。

第２　用語の意義

１　住戸等とは，特定共同住宅等の住戸（下宿の宿泊室，寄宿舎の寝室及び各独立部分の住戸利用施設を含む。以下この章において同じ。），共用室，管理人室，倉庫，機械室その他これらに類する室をいう。
　なお，前文に記載する「その他これらに類する室」には次に掲げるものが含まれるものであること。
(1) 電気室
(2) 受水槽室
(3) ポンプ室
(4) ゴミ保管室
(5) ペット管理室
(6) 室を形成するメールボックス
(7) 室を形成する閉鎖型共用便所
(8) トランクルーム（共用部分に設ける 4 ㎡未満の一住戸専用のものを除く。）
(9) 来客用宿泊室
(10) 可動式ブースが設けてある共用室等
　なお，共用部分に設ける可動式ブースにあっては以下に掲げる要件をすべて満たすものであること。
ア　可動式ブースの床面積は 3 ㎡以下であること。
イ　可動式ブースの天井及び壁は不燃材料で仕上げられていること。
ウ　可動式ブース内における音圧が 65 デシベル以上となることが確認できること。

エ　可動式ブース内部から当該ブース外で発生した火災を目視等で確認できること。

オ　その他，消火に必要な措置が講じられていること。

2　共用室とは，特定共同住宅等において，居住者が集会，談話等の用に供する室，キッズルーム，共同浴場，カラオケルーム，シアタールームその他これらに類する室をいう。

3　共用部分とは，特定共同住宅等の廊下，階段，エレベーターホール，エントランスホール，駐車場，駐輪場その他これらに類する特定共同住宅等の部分であって，住戸等以外の部分をいう。

なお，前文に記載する「その他これらに類する特定共同住宅等の部分」は次に掲げるものが含まれるものであること。

(1) 風除室
(2) 談話スペース
(3) オートバイ置場
(4) 室を形成しないメールボックス
(5) 室を形成しない開放型共用便所

4　開放型特定共同住宅等とは，すべての住戸，共用室及び管理人室について，その主たる出入口が開放型廊下又は開放型階段に面していることにより，特定共同住宅等における火災発生時に生ずる煙を有効に排出することができる特定共同住宅等として構造類型告示で定める構造を有するものをいう。

5　二方向避難型特定共同住宅等とは，特定共同住宅等における火災発生時に，すべての住戸，共用室及び管理人室から，少なくとも1以上の避難経路を利用して安全に避難できるようにするため，避難階又は地上に通ずる2以上の異なった避難経路を確保している特定共同住宅等として構造類型告示で定める構造を有するものをいう。

6　二方向避難・開放型特定共同住宅等とは，4及び5の基準を満たしているものをいう。

7　その他の特定共同住宅等とは，4から6までに掲げるもの以外の特定共同住宅等をいう。

8　光庭とは，主として採光又は通風のために設けられる空間であって，その周囲を特定共同住宅等の壁その他これに類するものによって囲まれ，かつ，その上部が吹抜きになっているものをいう（第1-2-1図参照）。

9　避難光庭とは，光庭のうち，火災時に避難経路として使用することができる廊下又は階段室等が，当該光庭に面して設けられるものをいう（第1-2-2図参照）。

１０　特定光庭とは，光庭のうち第5節特定光庭の取り扱いで定めるところにより，当該光庭を介して他の住戸等へ延焼する危険性が高いもの及び避難光庭を経由して避難する者が火災の影響を受ける危険性が高いものであることについて証明されたものをいう。

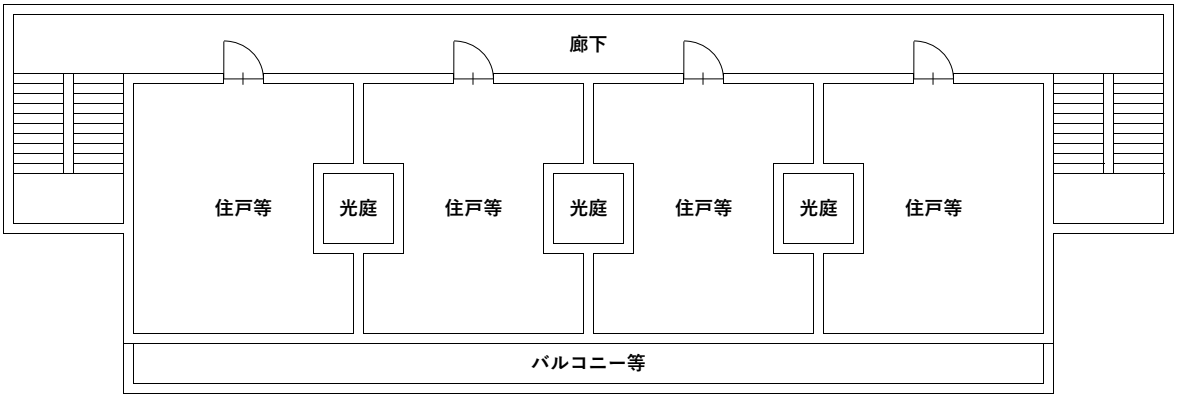
廊下
住戸等
光庭
住戸等
光庭
住戸等
光庭
住戸等
バルコニー等

第 1-2-1 図

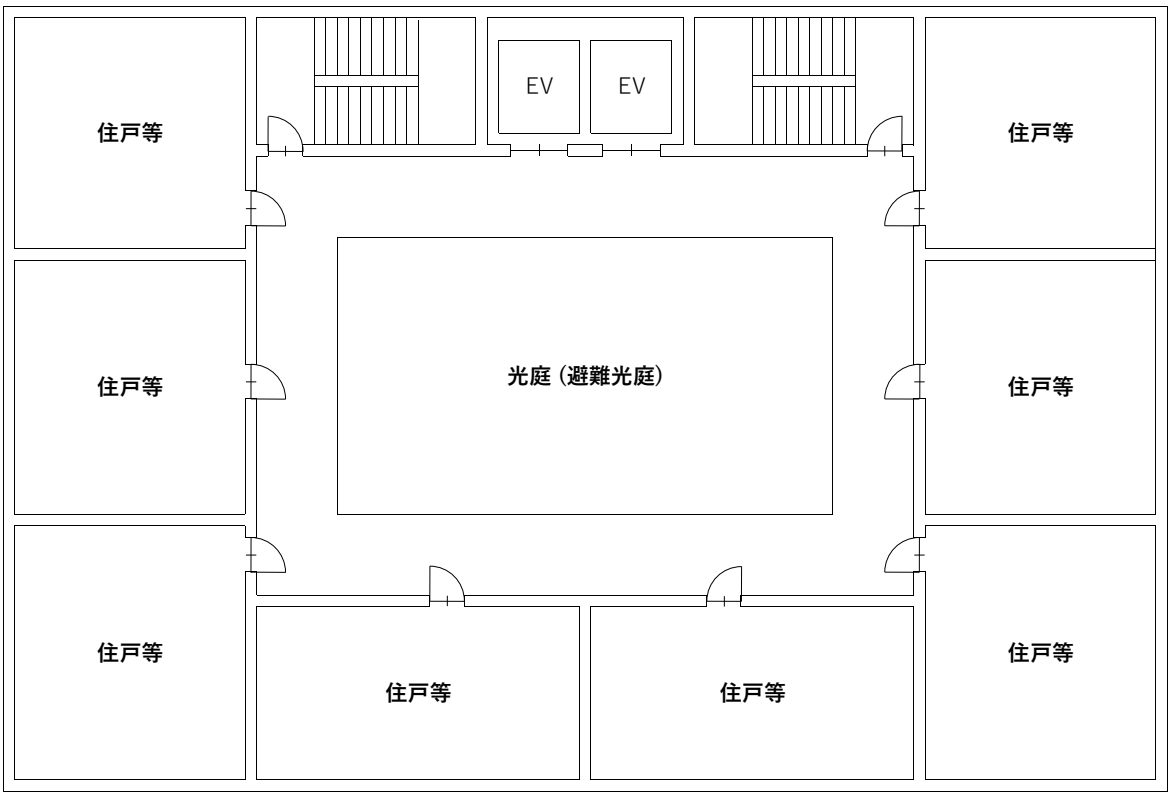
EV
EV
住戸等
住戸等
住戸等
光庭（避難光庭）
住戸等
住戸等
住戸等
住戸等
住戸等

第 1-2-2 図